

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
79	27年 12月28日	28年 1月27日	独占禁止法第9条(一般集中規制)の廃止	<p>【提案の具体的内容】 独占禁止法第9条(一般集中規制)については、人口減少という局面を迎えるわが国において、企業の未来への投資・生産性革命につながる活動を過度に制限・萎縮等させるものであり、廃止すべきである。</p> <p>【提案理由】 一般集中規制(独禁法9条)は、事業支配力が特定の企業グループに対して過度に集中することを規制している。昨今、経済のグローバル化が急速に進み、日本国内の市場においても海外企業が参入し競争が促進されている等、特定の国内企業グループが過度に集中することにより、支配力を有するような状況ではなくなりつつある。加えて、わが国は「総人口・生産年齢人口の減少」という局面を迎え、大企業であっても市場の変化に対応しながら、事業構造や事業領域を再構築していく必要に迫られている。しかし、日本市場での規模のみに着目して一律に外形的な規制を課す一般集中規制により、既存事業分野の売上や事業会社の資産が基準以下とならない限り、新規分野で競争力を持つことができない弊害が生じている。環境の変化に応じて新しい分野へチャレンジし、事業構造を変えていこうとする企業にとって、当該規制は足かせとなり、デメリットが大きくなっている。公正取引委員会は、平成27年3月31日に一般集中規制がなくなることによる弊害について公表し、総合的な事業能力の拡大や相互取引等の場合に、事業者の市場への自由な参入が阻害され、競争にゆがみが生じるおそれがあるとしている。しかし、例えば互惠取引による反競争的行為が疑われる場合には、優越的地位の濫用により対処することや、市場メカニズムの機能が妨げられるような企業結合には、企業結合審査等の市場集中規制にて対処すること等、独占禁止法の他の規制により、適切に是正できる。要望が実現した場合には、グループによる事業展開や多角化、新分野への進出等企業活動の活発化が期待される。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	公正取引委員会
80	27年 12月28日	28年 1月27日	独占禁止法第9条4項及び独占禁止法第9条ガイドラインの見直し	<p>【提案の具体的内容】 独占禁止法第9条4項に基づく報告につき、報告時期、報告頻度の見直しをする。ガイドライン上の「主要な事業分野」の業種について、一律に日本標準産業分類の三桁分類を使用するだけでなく、業種によっては二桁分類の使用も認めるなど、実態に合ったものとする。ガイドライン上の「大規模な会社」の該当判断の基準を、一律的な総資産額から事業分野ごとの基準とするなど実態に合ったものにする。</p> <p>【提案理由】 独占禁止法第9条4項は、総資産額が一定の金額を超える場合、毎事業年度終了の日から3ヶ月以内に報告することを定めている。また独禁法9条ガイドラインでは、「主要な事業分野」の業種について、日本標準産業分類(三桁分類)を活用すること、「大規模な会社」の該当判断の基準について、一律的な総資産額(15兆円以上)とすることを定めている。については、平成27年3月末に一定の簡素化がなされ作業負担は一定程度軽減されたものの、子会社等における売上再集計作業や数値精査作業は依然として大きな負担となっている。また については、日本標準産業分類は数年に1度しか更新されず、その間に生じた市場の融合や技術革新等により、売上の仕分けが困難なケースが多数存在している(例:情報サービス業におけるクラウドサービス収入等)。そのような場合には、業種によって、三桁分類よりも二桁分類によることを認める必要がある。さらに については、事業形態により必要となる資産規模は異なり、企業の資産規模とその事業支配力の大小は必ずしも一致しないにも関わらず、ビジネスの実態にそぐわない一律の規制により、事業の拡大や多角化の障害となっている。これらの要望が実現すれば、については、対象会社の報告にかかる過度な負担を軽減できる。また、については公取委が「主要な事業分野」に関する評価を行う際に、ビジネスの実態に合った評価が可能となる。さらに、については、実態に即した規律により、新規事業への進出や事業の多角化など企業活動の活発化が期待される。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	公正取引委員会

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
81	27年 12月28日	28年 1月27日	独占禁止法第11条による 信託勘定に対する議 決権保有規制の見直し	<p>【提案の具体的内容】 独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制につき、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る全ての議決権を規制の対象から除外する。</p> <p>【提案理由】 独占禁止法第11条は、事業支配力の過度の集中等を防止する観点から、銀行に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している（信託銀行は銀行勘定と信託勘定で保有する株式に係る議決権を合算し5%以内、委託者等が議決権を行使する場合等を除く。以下同じ）。この議決権保有規制については、2014年4月の「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」（以下、ガイドライン）の改正により、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権について、認可の条件が緩和されたものの、依然、認可申請に要する事務負荷および信託勘定に係る株式の機動的・効率的な運用への支障が残っている。信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権は、信託法等の法令に則り信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであり、信託銀行は銀行勘定で保有する株式に係る議決権とは別個に議決権行使を行う態勢を整えている。従って、銀行勘定が信託勘定を利用して事業支配力を過度に集中させるおそれはない。</p> <p>一方で、当該規制を遵守するためには、銀行勘定・信託勘定それぞれの部門で保有する株式に係る議決権数の合計、自己株式の取得など発行会社の資本政策によっても変動する議決権保有割合を管理する必要があり、そのための事務負荷、システム・ルール等の整備負担は重い。</p> <p>また、ガイドライン改正により認可要件は緩和されたものの、依然、公取委の認可が得られず信託銀行が信託勘定で運用する株式について意図しないタイミングでの処分を余儀なくされるリスクが残っていることから、認可申請が必要とならない範囲内での株式の取得にとどめるために、一部の株式の取得を断念することは、受益者の利益の極大化を図ることの障害にもなりかねない。要望が実現すれば、信託業務における受益者利益の極大化を図ることが可能になるとともに、事務負担の軽減に繋がる。</p>	（一社）日本経済団体連合会	公正取引委員会
82	27年 12月28日	28年 1月27日	省エネ法、温暖化防止 条例に基づく届出の一 元化の推進	<p>【提案の具体的内容】 省エネ法の定期報告と地方自治体の温暖化防止条例で求められる報告について、文書の様式や記載項目、提出先の一元化に向けて、地方自治体への要請等、必要な措置を講じるべきである。特に、事務連絡「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について（依頼）」（2014年6月20日、経済産業省・環境省）発出以降の各自治体の対応について、実施したアンケートの取りまとめ等を通じて、一元化の障害を究明・除去するとともに、対応の見られない自治体への要請を強化すべきである。</p> <p>【提案理由】 省エネ法は毎年度、特定事業者に対し中長期的な計画書および定期の報告書を作成し、主務大臣に提出することを義務付けている。一方、各地方自治体も地球温暖化防止条例等を制定し、事業者に対して地球温暖化対策等に関する計画書および報告書の提出を義務付けている。</p> <p>「温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について（依頼）」（2014年6月20日、経済産業省・環境省）による両者の一元化要請、その後の地方自治体へのアンケート調査と、政府が対応に動いているものの、引き続き二重の報告を課される事業者が多く存在している。</p> <p>省エネ法に基づく定期報告と地球温暖化防止条例等に基づく報告に記載する事項はほぼ同一であるにもかかわらず、書式が統一されていないため、広域で事業を展開する事業者は、主務大臣および各地方自治体へ提出する文書を作成するための膨大な事務作業を強いられている。</p> <p>文書の様式や記載項目が統一されるとともに、提出先が一元化されれば、事業者の事務コストが大幅に縮減されるとともに、効率的な行政の実現にも資すると考える。</p>	（一社）日本経済団体連合会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
83	27年 12月28日	28年 1月27日	第三種電気主任技術者の取扱電圧上限の引上げ	<p>【提案の具体的内容】 第三種電気主任技術者が取り扱うことのできる電圧の上限を、需要設備については70kV未満とするべきである。</p> <p>【提案理由】 電気設備を設けている事業者は工事・保守や運用などの保安の監督者として、電気主任技術者を選任しなければならないことが電気事業法で義務づけられている。特に2,000kW以上の設備を設置する場合には、原則として専任の電気主任技術者を置くことが求められる。 電気主任技術者は、取り扱うことのできる電圧ごとに第一種から第三種までの3種類に分かれており、第三種電気主任技術者は50kV未満の電圧を取り扱うことができる。第三種主任技術者資格保有者は多くいるが、第二種・第一種資格保有者は極端に少ないのが現状である。 他方、都内の大規模業務ビルの多くは、22kVもしくは66kVでの受電を採用している。採用数の多い66kV受電のビルについて、層の厚い第三種資格保有者では管理できないことから、電気主任技術者の不足が発生している。 2014年度に「規制改革ホットライン」に寄せられた、第三種電気主任技術者の取扱電圧引上げの要望に対して、政府は、「5万Vを超える電気設備に関しては、事故の際に一万戸を超える停電をもたらす波及事故を引き起こす可能性があることから、その維持管理にあたり、より高い技術及び知識が求められます」との理由で対応を見送った。需要設備については、このような波及事故の危険性は認められないため、需要設備に限れば、第三種電気主任技術者の取扱電圧を引き上げることは可能だと考える。 第三種電気主任技術者が70kVまでの電圧を取り扱えるようになれば、保安に携わる人員にゆとりが生じるとともに、大型ビル開発の阻害要因のひとつが緩和され、経済の活性化を後押しすることができる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	経済産業省
84	27年 12月28日	28年 1月27日	電気事業法における「ダム」の定義の見直し	<p>【提案の具体的内容】 発電用として河川の流水を貯留又は取水するための土木工作物のうち、堤高が一定の高さに満たないものについては、電気事業法において「ダム」として取り扱わないこととすべきである。</p> <p>【提案理由】 2012年12月に、ダムの定義を明確化する目的で経済産業省が公表した「電気事業法における『ダム』の取扱いについて」において、「電気事業法における『ダム』は、発電用として河川の流水を貯留又は取水するための土木工作物のことをいい、堤高は問いません」と定義されている。すなわち、現行の規制の下では、発電用の取水を目的とする場合、河川に1cmの堰を設置した場合でもダムとして扱われることになる。 ダムを伴う発電設備は、電気事業法施行規則第52条第1項表第1号でダム水路主任技術者の選任を要しないとされる小型の水力発電所として認められないため、ダム水路主任技術者の選任が必要となる。 河川から取水を行うほとんどの小規模水力発電所は、低いものではあっても堰を設けており、最大出力200kW未満かつ最大使用水量1立方メートル毎秒未満であっても、ダム水路主任技術者の選任を余儀なくされている。人材不足の状況にあるダム水路主任技術者の選任が、小規模水力発電普及の障害となっている。 河川法で「ダム」と定義される堤高15mを超えない範囲では、農業用水路への取水堰をはじめ、河川に設置してある取水堰は基本的に特別な資格者を置かず管理運用されている。発電用取水のための取水堰についても、15mを超えない範囲で、一定の堤高に満たないものについては、ダム水路主任技術者を不要としても、保安上の問題は生じないと考えられる。 本要望の実現により、一定の堤高以下の取水堰を用いて河川から取水する、最大出力200kW未満かつ最大使用水量1立方メートル毎秒未満の小規模水力発電所について、ダム水路主任技術者の選任が不要となることで、ダム水路主任技術者の人材不足によって、小規模水力発電所の設置が断念される事態を改善することができる。 小規模水力発電所の立地が進むことは、CO2を排出しない安定電源が増加することを意味しており、電力の安定供給と温暖化対策にも資すると考える。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
85	27年 12月28日	28年 1月27日	第三種電気主任技術者試験を再受験する際の合格科目の取扱い変更	<p>【提案の具体的内容】 第三種電気主任技術者試験において、一度合格した科目については、合格した年の初めから5年以内に再度試験を受ける場合には、その科目の再受験を免除することとすべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、第三種電気主任技術者試験において、一度合格した科目については、合格した年の初めから3年以内に再度試験を受ける場合には、その科目の受験を免除することとされている。 過去10年間を見ると、毎年4万人～5万人弱が第三種電気主任技術者試験の受験申込をしている中で、合格者は3,000～4,000人と10%にも満たない。合格者数は平成12年度に6,703人、平成18年度4,416人、平成26年度4,102人と、年々減少する傾向にある。 他方、科目合格者数は、毎年14,000人前後である。 電気主任技術者免状の交付者数が上記のように年々減少する一方で、自家用電気工作物の設置件数は、選任の事業場、外部委託の事業場ともに増加傾向にある。さらに、外部委託の事業場に従事する電気主任技術者の内訳を見ると、20～30歳代の若手は2割にも満たず、50歳以上が約2/3を占めている。わが国の就業者の年齢構成と比較してなお、高齢化が進んでいる状態にあり、若い電気主任技術者を養成し技術を引き継ぐことが難しくなりつつある。 免状交付者数の減少と高齢化の進展、自家用電気工作物の増加を踏まえれば、今後電気主任技術者が人員不足に陥る事が予測される。そうした中、合格科目の再受験免除期間を3年から5年に延長することで、再受験意欲を掻き立て、免状交付者数を増大させることができる。それにより、将来的な電気保安業務従事者の不足が避けられ、長期的には電気設備の事故率低下に大きく寄与することが期待できる。 なお、電気主任技術者試験は、電気設備全般に関する極めて専門性の高い知識を要求される試験であるが、一度免状交付を受けた後の定期的な再試験・講習等は義務付けられていない。このような制度下で問題なく実務が行えていることから、一度習得した知識については、日常の業務等を通じて反復的に確認することができているといえる。そのため、再試験免除期間を2年間延長しても、合格済みの科目に関する知識を失ってしまう可能性は低く、合格者の質が低下する懸念は小さいと考えられる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	経済産業省
86	27年 12月28日	28年 1月27日	第一種電気工事士免状交付にかかる必要実務経験期間の短縮	<p>【提案の具体的内容】 第一種電気工事士試験合格者が免状を取得する為に必要な実務経験年数について、現行より1年短縮し、定められた課程を修めて卒業した者にあつては2年以上、それ以外の者にあつては4年以上とするべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、第一種電気工事士試験合格者の免状取得要件として必要な実務経験年数について、大学・短大または高等専門学校において定められた課程を修めて卒業した者にあつては3年以上、それ以外の者にあつては5年以上とされている。 第一種電気工事士試験の受験者数は足元で増加傾向にあるが、依然として需要を満たすだけの人員が確保できない状況が続いている。また、電気工事業勤務者及び電力会社勤務者は減少している。人員が不足している第一種電気工事士免状取得者を増加させる観点から、必要実務経験年数を短縮し、受験意欲を高めることが望まれる。 必要実務経験年数が短縮されれば、第一種電気工事士免状取得者の増加によって、より安定した実務が可能となるうえ、受験意欲の向上により試験内容に習熟した実務者が増加することを通じて、電気工事業全体の技術力の向上がもたらされると考えられる。加えて、電気工事業の間口が広がることで、長期的に見た場合の人材確保にも資する。 なお、第一種電気工事士試験合格者は、認定講習を受講せずに、産業保安監督部への申請のみによって認定電気工事従事者の認定を受けることができる。こうした制度が問題なく運用されていることから、第一種電気工事士試験合格者は、5年の実務経験がなくても十分実務に従事できるだけの技能を有しているといえる。 また、認定電気工事従事者では従事できない高圧の電気工事は、基本的に電気主任技術者の監督のもとで行われる。そのため、実務にあたる第一種電気工事士の実務経験期間を1年間短縮しても、直ちに電気工事の品質が低下するとは考えにくい。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
87	27年 12月28日	28年 1月27日	簡易受電設備の保守 条件(点検頻度・受託 件数上限)の緩和	<p>【提案の具体的内容】 平成15年経済産業省告示第249号(平成15年7月1日、平成26年5月30日改正、電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件、第1号八及び第2号口の機械器具並びに第1号二及び第2号八の算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示)第1条第2項に規定される簡易受電設備について、同告示第4条第7号の対象として追加することを通じて、保守点検間隔の緩和と換算係数の引き下げを行うべきである。</p> <p>【提案理由】 平成15年経済産業省告示第249号(平成15年7月1日、平成26年5月30日改正、電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件、第1号八及び第2号口の機械器具並びに第1号二及び第2号八の算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示)第1条第2項において、設備容量300kVA以下・キュービクル式・PF-S型の3条件を満たす簡易受電設備については、保安管理業務を受託する者の実務経験要件を1年減ずることができるとされている。 他方、保安管理業務受託時の点検頻度および保安管理業務受託件数の上限を定める換算係数については、簡易受電設備も、CB型受電設備等のより複雑な構造を持つ設備と同等の規制を受けている。 上記告示第1条第2項に規定される簡易受電設備は、設備機器類や構造が極めて単純であるため、測定点検の難易度・作業工程数がCB型受電設備に比べて明らかに小さい。また安価な機器が多く、交換頻度も高いため、設備の信頼性も高いと評価できる。したがって、点検頻度と受託可能件数につき、規制を緩和しても、大きな問題は生じないものと考えられる。 簡易受電設備を告示第4条第7号に追加することにより、同設備については点検頻度を隔月1回以上とすることができる。同時に、第3条第2項第9号の規定により、換算係数の値の引き下げが実現される。 これら2点の規制緩和により、安全性を損なうことなく保安管理業務受託の幅が広がることで、慢性的な外部委託の主任技術者不足の解消、ひいては保安管理業務外部委託制度の持続性の向上が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省
88	27年 12月28日	28年 1月27日	保安管理業務受託者が 有すべき機械器具 の要件緩和	<p>【提案の具体的内容】 自家用電気工作物の保安管理業務を外部から受託する事業者が有していなければならない機械器具のうち、騒音計・振動計・回転計については、委託契約の相手方又は当該事業場の設置者が必要な場合に使用し得る措置を講じていなければならないと定められている。</p> <p>【提案理由】 自家用電気工作物の保安管理業務を受託する事業者は、平成15年経済産業省告示第249号(平成15年7月1日、平成26年5月30日改正、電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件、第1号八及び第2号口の機械器具並びに第1号二及び第2号八の算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示)第2条に規定される機械器具を有していなければならないと定められている。 この機械器具には、騒音計・振動計・回転計の3点が含まれており、保安業務を請け負う各事業者は、事業所(営業所等)ごとに1つといった形でこれらを所有することにより規定を遵守している。 他方、騒音計・振動計・回転計の3点は、実務上ほとんど使用されていないのが実情である。いずれも内燃力発電所の点検以外では使用が想定されていないことに加え、使用シーンが極めて限定的であるためである。 騒音計の使用シーンとして想定されるのは、実務上のガイドラインとなっている「自家用電気工作物保安管理規程」(日本電気協会)に従えば、点検の対象が「騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設を設置」し、かつ「同法第3条第1項に規定する指定地域内に存する」場合に限られる。こうした点検対象は非常に稀である。 振動計の使用シーンについても、騒音計と同様、「自家用電気工作物保安管理規程」において、「振動規制法第2条第1項に規定する特定施設を設置」し、かつ「同法第3条第1項に規定する指定地域内に存する」点検対象に限られているため、極めて少数に留まる。 回転計については、内燃力発電所の発電設備のほぼ全てに回転計が組み込まれていることから、もっぱら組み込みの回転計を用いた回転数の測定がなされているのが実情である。 以上のように騒音計・振動計・回転計については、使用頻度が極めて低いことから、継電器試験装置や絶縁耐力試験装置と同様に、委託契約の相手方又は当該事業場の設置者が必要な場合に使用し得る措置を講じていれば十分であるとすべきである。 これら機械器具について、事業所ごとではなく、企業ごと、ないしは産業保安監督部の管轄範囲ごとに1つの所持でよいこととなれば、余分な経費(機器購入費・機器メンテナンス費)の削減となり、設置者の負担と点検料金の削減が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
89	27年 12月28日	28年 1月27日	小規模高圧需要設備 の保安管理業務受託 条件の公平化	<p>【提案の具体的内容】 小規模高圧需要設備の点検頻度は、登録点検業務受託法人だけでなく、その他の保安業務従事者等が保守管理業務を受託する場合についても、年2回以上であればよいこととすべきである。</p> <p>【提案理由】 平成15年経済産業省告示第249号(平成15年7月1日、平成26年5月30日改正、電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件、第1号八及び第2号口の機械器具並びに第1号二及び第2号八の算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示)第4条第6号は、小規模高圧需要設備の点検頻度について、電気事業法施行規則第96条第1号口に規定される登録点検業務受託法人が保守管理業務を受託しているものは毎年2回以上、その他の法人または個人が受託しているものは毎年4回以上と定めている。 登録点検業務受託法人は、電気事業法施行規則第96条第1号口において、「一般用電気工作物の点検の業務を受託する事業を行うことについて、当該受託事業を行う区域を管轄する産業保安監督部長の登録を受けた法人」と規定されている。他方、小規模高圧需要設備は自家用電気工作物に分類される。したがって、登録点検業務受託法人についてののみ低い点検頻度を認めることは不合理である。 これまで、自家用電気工作物の保安管理に関しては他の保安業務従事者等と何ら違いのない登録点検業務受託法人が毎年2回の頻度で点検を行ってきており、大きな問題を生じていないことから、全ての保安業務従事者等について、点検頻度を毎年2回以上と改めても、直ちに問題が生じることはないと考えられる。 全ての保安業務従事者等について、小規模高圧需要設備の点検頻度が毎年2回以上と統一されることで、登録点検業務受託法人が競争上不当に優遇される現行制度の歪みを是正し、健全な市場の発展を促進することができる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	経済産業省
90	27年 12月28日	28年 1月27日	省エネ優良事業者の届 出負担軽減	<p>【提案の具体的内容】 省エネ法のベンチマーク制度における「事業者が目指すべき水準」の達成事業者については、省エネルギー対策が進んでいる優良事業者と位置づけ、届出内容の簡素化(届出負担軽減)などの優遇措置を講じるべきである。</p> <p>【提案理由】 省エネ法では、特定の業種・分野に対し、当該業種に属する事業者の省エネ状況を業種内で比較できる指標(ベンチマーク指標)を設定している。非常に進んでいる事業者を評価するとともに、遅れている事業者にはさらなる努力を促すため、各業種で全体の約1~2割の事業者のみが満たす水準(平均値に標準偏差を加えた水準よりも高い水準)を、「事業者が目指すべき水準」として設定している。 経済産業省は、毎年、ベンチマーク指標の定期報告結果を取りまとめてホームページで公表しているが、「目指すべき水準」達成事業者については社名を公表する程度の対応となっている。 「目指すべき水準」を達成した優良事業者への対応として、現状の社名公表だけでなく、何らかの優遇措置を設けることで、事業者のさらなる省エネ取り組みへの動機づけとなる。特に届出内容の簡素化は、優良事業者であれば取り組み内容について仔細に確認せずとも一定の省エネ取り組みがなされる見込みが大きいと考えられることから、有力な優遇措置であると考えられる。 2015年8月の省エネルギー小委員会取りまとめにおいても、「ベンチマーク制度の目標を達成する事業者を、省エネ優良事業者として評価する枠組みについて検討を開始」したこととともに、メリハリある省エネ規制の観点から、「中長期計画書の内容を国が判断基準に照らして評価して、合理的であると判断される場合は、事業者の自主性に任せるべく、届出負担軽減など、取組内容に応じて支援や優遇が得られる制度について、今後具体的に検討」することが明記されている。これらの方向に沿って、中長期計画書のみならず優良事業者の届出負担緩和策につき、具体的な検討が推進されるよう要望する。 ベンチマーク目標を達成した優良事業者への優遇措置が制度化されれば、事業者による一層の省エネ取り組みが期待され、本年7月に決定されたエネルギーミックス、およびそれを積み上げの基礎とする約束草案の実現に欠かすことのできない、「徹底した省エネ」の推進にも資するものと考えられる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
91	27年 12月28日	28年 1月27日	グループ会社単位での 省エネ法定期報告の実 現	<p>【提案の具体的内容】 省エネ法で義務付けられる定期報告に関して、事業計画や生産計画をグループ全体として立て、投資等の事業活動の配分を決定している企業体、あるいはグループ全体として省エネ計画を策定し組織的に推進している企業体については、「実質的な事業の意思決定組織であるグループ会社」単位(例えば親会社・子会社全体で一括)での報告も認めることとすべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、省エネ法上義務付けられる定期報告は、企業単位で報告することとなっている。 他方で企業は、ホールディングス制の導入、あるいは従来の事業部門や生産部門の分社化等、グループ経営体制への移行を進めてきている。併せて企業活動のグローバル化が拡大しており、特にグローバル機関の調査やアンケートにおいては、連結でのパフォーマンスが重要視される傾向にある。 このような背景のもと、グループ経営企業は、グループとしての全体最適の観点から事業計画の立案や各種施策の推進を行うとともに、環境報告やアンケートといった社内外への発信も、グループ連結の形を中心に行っている。 そうした中において、省エネ法の定期報告については、子会社単位での届出が求められているのが現状である。グループとしての全体最適を考慮して省エネに取り組む中から、グループ内の一企業の実績を取り出しているため、拠点間に跨がる生産効率化を行っているケースなど、必ずしも省エネ努力・成果の実態を正確に示せていない場合がある。 2015年8月の省エネルギー小委員会取りまとめにおいても、「指導・助言、報告徴収や立入検査等を事業「者」に対して行うことで、エネルギー管理統括者を中心とした体制が事業者内にできあがり、省エネ投資も含めた判断がしやすくなると期待される」との言及があったところである。「実質的な事業の意思決定組織であるグループ会社」単位での報告を認めることは、まさにこの趣旨に沿う施策であるといえる。 グループ企業一体での報告が可能となれば、より実態に即した省エネ成果・努力を把握できるようになるとともに、報告件数の減少により行政業務を効率化することができる。また、現下議論のあるベンチマーク制度の改正にあたって、グループ経営企業にとってよりフェアな評価システムが構築されることが期待できる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	経済産業省
92	27年 12月28日	28年 1月27日	火力発電所をリプレースする場合の環境影響 評価手続の合理化	<p>【提案の具体的内容】 環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレースについて、環境影響評価手続を準備書以降から審査できるよう、アセス制度を見直すべきである。</p> <p>【提案理由】 環境影響評価法施行令第1条の別表第1の五において、環境影響評価の対象となる火力発電所工事(新設を伴う変更)は、「第一種事業で15万kW以上、第二種事業で11.25万kW以上15万kW未満」と定められている。 また、環境負荷が減少する火力発電所リプレース(以降、改善リプレース)については、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(平成24年3月、平成25年3月改訂、環境省)等を通じて、最大限の運用改善により現行制度下で手続期間を短縮することとされている。 改善リプレースについては、以下の理由により、配慮書・方法書手続を行う意義が乏しい。 (1)配慮書手続:改善リプレースについては、計画段階配慮の対象となる「重大な影響を受けるおそれがある環境要素」(発電所アセス省令第5条)は想定されない。 (2)方法書手続:上記ガイドラインにおいて、改善リプレースの際の調査・予測手法が明らかにされている。 環境省回答(H26.12.16)にあるように「リプレースであっても長期間に渡り環境への負荷を与えることには変わりはない」としても、リプレース後についても既設発電所と同様に十全な環境配慮が確保されているか否かは、準備書段階における「環境の保全のための措置」(環境影響評価法第14条第1項第7号ロ)の検討等を通じて確認可能である。工事に伴う環境影響についても、同様に準備書以降の手続で確認可能である。 なお、地域住民、専門家等において所有されている環境情報の収集(意見聴取)についても、改善リプレースであれば、複数回(手続の段階毎)行う必要はないものと考えられる。 したがって、改善リプレースについては、配慮書、方法書手続を省略し、準備書以降の手続のみとするよう、制度を見直すべきである。 準備書段階からの手続となれば、国・自治体・事業者が一体となった迅速化の取組みにより最大1年強まで短縮するとされているアセス手続期間が、更に半年強まで、大幅に短縮されることが見込まれる。それによって、事業者が新設に比べ事業の予見可能性が高い改善リプレースをより積極的に選択するようになり、古い発電所の更新が促進され、結果、地域環境の改善につながることも、発電所からの温室効果ガス排出量削減を通じて、本年7月に国連に登録された約束草案の実現にも資すると考えられる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
93	27年 12月28日	28年 1月27日	災害時の燃料供給に用いる非常用内燃式発電設備を対象とした電気事業法上の小出力発電設備の要件緩和	<p>【提案の具体的内容】 災害による停電時に給油所での燃料供給を継続する目的で設置する非常用の内燃式火力発電設備のうち、原動機により発電するものについては、一般用電気工作物にあたる小出力発電設備とみなす出力の上限を、現行の10kWから25kW程度にまで引き上げるべきである。</p> <p>【提案理由】 電気事業法では、非常用発電機を設置する際、内燃力を原動力とする火力発電機は、1台あたり出力が10kW未満であれば小出力発電設備として一般用電気工作物（給油所等の小規模事業所の電気設備が該当）の扱いとなるが、10kW以上の設備は事業用電気工作物に分類されるため、同法の規定に基づき電気主任技術者の選任が必要になる。 なお、小出力発電設備の容量基準は発電方式により異なり、太陽光は50kW未満、風力発電は20kW未満等、内燃力式火力発電より大きな出力の設備が許容されている発電方式もある。 東日本大震災以降、災害時の石油製品の安定供給確保策として、政府の補助事業や給油所の自主的な取り組みにより、停電時の給油継続を目的とした給油所への非常用発電設備の導入が行われている。経済産業省による「災害対応型中核給油所」の指定には「内燃式自家発電設備」の設置が要件として定められている。 本来、複数台の計量機（給油ポンプ）や夜間の照明の使用等、円滑な給油活動を行うため、非常用発電設備には10kW以上の出力（25kW程度）が期待される。しかしながら、中小事業者による経営が多い給油所では、非常用発電設備のために主任技術者を選任することは負担が大きく、10kW未満の発電設備が選択される場合が多い。こうした給油所では、停電時の給油能力に制約が発生し、燃料供給要請への迅速な対応に支障を来す懸念がある。 出力25kW程度までの非常用発電設備が一般用電気工作物である小出力発電設備として認められれば、複数台の計量機や照明等を安定稼働できる容量の大きな非常用発電機の導入が進み、災害時の緊急車両に対する円滑な給油が可能になる。また、救助・復興等の一般の需要にも早い段階から応えていくことが可能となり、早期復旧に寄与することが期待できる。 なお、内燃式発電設備の原動機は、発電機用に開発されたマイクロガスタービン等とは異なり、建設機械、農業機械、船用エンジン等、多岐に渡る機械の原動機として搭載されている汎用品である。したがって、電気主任技術者の選任を要しない小出力発電設備の出力の上限を引き上げたとしても、直ちに安全性が低下する懸念はないと考えられる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	経済産業省
94	27年 12月28日	28年 1月27日	ガスタービンの定期安全管理検査頻度の緩和	<p>【提案の具体的内容】 現在、電気事業法において、発電設備に係るガスタービンは、出力1,000kW以上1万kW未満のものについては3年に1度以上、1万kW以上のものについては2年に1度以上の頻度で、定期安全管理検査を実施することが義務付けられている。これらのガスタービンのうち、当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者との契約により保守が実施されるものについては、出力1,000kW以上1万kW未満のものについて6年に1度以上、出力1万kW以上のものについて4年に1度以上に、点検頻度を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 電気事業法施行規則第94条において、出力1,000kW以上の発電設備に係るガスタービンが定期安全管理検査の対象と規定されている。その点検頻度は、同規則第94条の2において、出力1万kW未満のものについて3年に1度以上、同1万kW以上のものについて2年に1度以上とされている。 ガスタービン関連機器は、メーカーが推奨する定期的なメンテナンスに従い維持管理されているものが多い。そのため、必ずしも3年ないし2年に1度以上の頻度での点検を必須とせず、メーカー等による適切な保守を前提に、出力1万kW未満のものについて4年に1度以上、同1万kW以上のものについて6年に1度以上程度の範囲で検査時期を選択できることとしても、直ちに保安水準が低下するとは考えにくい。 3年ないし2年に1度は必ず実施することとされている検査時期の柔軟性が増せば、発電設備の負荷率や稼働率の増加が見込まれる。それによりガスタービンの経済性が向上すれば、CO2排出係数の小さいガス火力発電の拡大を通じて、地球温暖化対策に貢献することが期待できる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	経済産業省



番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
95	27年 12月28日	28年 1月27日	電気設備の低電圧区分の見直し	<p>【提案の具体的内容】 現在、直流にあっては750V以下と定められている電気設備の低電圧区分について、例えば国際規格IEC60364-1において低圧と規定される1,500V以下程度まで、上限を引き上げるべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、直流については、750V以下が低圧、750V超7,000V以下が高圧と定められている。高圧を取り扱うためには、高圧専用の設備・保護具・ライセンスが必要となるため、今後一層の普及が期待される電動車について、高圧を採用することは事実上困難である。そのためメーカーは、国内向け電動車について、750V以下で設計することを余儀なくされている。 他方、諸外国では通例1,500V以下を低圧として扱っており、国際規格IEC60364-1においても、1,500V以下が低圧と定められている。 一般に、750V以下の範囲での設計に比して1,500V以下での設計の方が、充電時間やモータ駆動効率の面で有利である。そのため、750V超1,500V以下の範囲について、日本のみが低圧と認めないことで、国内外に跨って事業を展開するメーカーは、国内向けと海外向けに異なる設計を採用することとなる。仕様差の存在から二重の技術開発を行わざるを得ないため、海外メーカーとの競争上不利になっている懸念がある。 こうした状況を踏まえ、規格の国際整合を図るとともに、国内メーカーの国際競争を支援するため、直流低圧区分の上限を1,500V程度にまで引き上げることが望まれる。 「電気設備に関する技術基準を定める省令の解説」(平成24年9月)にあるとおり、現在の直流低圧区分は、昭和24年に「750Vまでの電圧を路面電車用に認める趣旨で」定められたものである。現在に至るまでの技術進歩を踏まえるとともに、電動車という新たな直流低圧用途の登場、ならびに電動車の普及が望まれる現下の情勢を考えれば、直流低圧の上限の引き上げは自然な措置だといえる。 なお、諸外国ならびに国際規格において、直流1,500V以下が低圧と定められ現に運用されていることから、仮に1,500V程度までの直流電流を低圧と認めたとしても、直ちに保安上問題となることはないと考えられる。 直流低電圧区分上限の引き上げが実現されれば、750V超の電圧を利用する電動車についても一般的な整備工場で修理・整備が可能となるため、国内外で設計を統一することができ、円滑な技術開発が可能となる。また、電動車をより普及させるための重要なポイントと考えられている充電時間の短縮および走行レンジの拡大が進展することを通じて、国内における電動車の普及に寄与することが期待される</p>	(一社) 日本経済団体連合会	経済産業省
96	27年 12月28日	28年 1月27日	シェアリングエコノミーの推進等によるリアルな「人間交流」「体験」の強化	<p>提案の具体的な内容 ・個人等の知識・経験を生かした有償での旅行に関する相談やガイドの実施 (通訳案内士法36条等の改正による実施にあたっての資格の不要化、旅行業法の改正による旅行業の適用除外等)</p> <p>提案理由 ・個人等が自らの有する遊休資産や知識・体験を活用して、新たな付加価値のあるサービスを提供するシェアリングエコノミーが世界の潮流になっている。 ・旅行の世界でも、旅行者のニーズが多様化し、お仕着せのツアーより体験型のものを求めるようになり、個人等が有しているユニークな知識や経験を体験したいというニーズが増えており、シェアリングエコノミーはまさにこれらのニーズに対応し、観光立国の振興に大きく寄与する潜在的な可能性を有する。 ・しかし、従来の旅行業法や通訳案内士法は、そのようなニーズがあることを前提としていないため、そのようなニーズにこたえらるよう法環境を整備する必要がある</p>	(一社) 新経済連盟	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
97	28年1月4日	28年2月9日	輸出管理の規制品目番号体系の国際化	<p>【提案の具体的内容】 わが国の規制品目番号体系の国際化を急ぐべきである。</p> <p>【提案理由】 輸出者等は、貨物の輸出、役務の取引にあたって、当該貨物・技術が許可を必要とする規制品目等に該当するか否かを判定する必要がある。その際、わが国の規制品目番号体系が諸外国と異なるため、海外のパートナーとの連携、海外からの調達、海外子会社における輸出管理指導等において負担が大きい。</p> <p>規制品目番号体系の国際化については、2012年4月に閣議決定された「『国民の声』規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」に沿って、産業界と連携して作業が進められた結果、2014年度末までの段階で、わが国の規制番号とEUの番号との読替表の案が取りまとめられている。</p> <p>既にEUの規制品目番号体系を採用している国は多く、上記読替表に基づく輸出管理を速やかに実施に移すことにより、海外ビジネスの円滑化、競争力の向上が期待できる。また、企業グループ全体で統一的・効率的な輸出管理が可能となり、コンプライアンスの向上にもつながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省
98	28年1月13日	28年2月9日	銀行の営業時間に係る規制の緩和	<p>銀行の営業時間変更の要件から「当該営業所が当座預金業務を営んでいない場合」を削除する。</p> <p>【提案理由】 人口減少が進む過疎地や中山間地において、営業店の存続を図るために、営業時間を弾力化したいとのニーズが会員銀行の間で強い。</p> <p>例えば、12時～13時の間は昼休憩のため閉店する、午前中のみ営業するなど柔軟な店舗運営が可能になれば、統廃合を検討せざるを得ないような店舗であっても維持しやすくなり、地方創生に資する。</p> <p>しかし、銀行法施行規則(注)により、営業時間を変更できるのは当座預金業務を営んでいない店舗に限られている。地銀の営業店の多くは当座預金業務を営んでいるため、この規制が営業時間弾力化の障害となっている。</p> <p>(注)営業所の営業時間を変更するには、当該営業所の所在地や設置場所の特殊事情等がある場合、顧客利便性を著しく損なわない場合、当該営業所が当座預金業務を営んでいない場合、の3つの要件を全て満たす必要がある。</p> <p>また、営業時間の変更の要件から「当該営業所が当座預金業務を営んでいない場合」が削除されれば、商業施設内店舗など法定営業時間を確保できない店舗においても、当座預金業務を営むことが可能になる。</p> <p>当座預金業務を営んでいる店舗において、法定営業時間に営業していない時間があっても、当座預金口座の利用者の入出金ニーズには、ATMやインターネットバンキング等で対応可能であり、弾力化後の営業時間について十分な顧客周知を行っていれば顧客利便性は損なわれないと考える。</p>	(一社)全国地方銀行協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
99	28年 1月13日	28年 2月9日	提携教育ローンの割賦販売法の規制対象からの除外	<p>提携による教育ローンを割賦販売法による規制の対象外とする。</p> <p>【提案理由】 個別信用購入あっせんによる過量販売等の消費者トラブルの増加を受け、平成20年の割賦販売法改正により、規制対象とする個別信用購入あっせんの範囲拡大と登録制導入等の規制強化が行われた。銀行の提携教育ローン等も対象となり、登録業者としての対応負担(注1)から多くの地銀が取扱いを停止・縮小せざるを得なくなった。 (注1)個別信用購入あっせん業者としての態勢整備やシステム対応に加え、販売与信時の支払可能見込額調査等が求められる。大学等(国公立・私立の学校&lt;大学・短大・高専・高校・中学・小学校&gt;)からは入試・入学案内において地元金融機関の金利優遇等のある提携ローンを案内したいとのニーズがある。教育資金の需要は住宅ローンなど家計負担の大きい時期に重なる場合が多く、提携ローンによって通常よりも低利な商品を提供できれば、保護者・学生の経済的負担の軽減に繋がる。 割賦法改正は悪質な販売業者からの消費者保護の観点から行われたが、規制の除外対象を国立大学法人法に基づく国立大学や文部科学大臣の認可を受けている公私立大学等に限定すれば、そうした懸念はないと考えられ、過剰な規制と言える(注2)。 (注2)現行規制において、国、地方公共団体が関わる取引は適用除外とされており、これと同様の取扱いとしても問題ないと考えられる。 地元大学等への就学を支援し、卒業後も地元で就職・定住することになれば、地域社会の持続性確保に資する。</p>	(一社)全国地方銀行協会	経済産業省
100	28年 1月13日	28年 2月9日	普通銀行本体における不動産業務の取扱い解禁	<p>普通銀行本体における不動産業務(信託併営業)の取扱いを解禁する。</p> <p>【提案理由】 大都市圏を除く地方では、専門信託銀行の店舗数が少なく、専門信託銀行が主力業務としている不動産サービスの提供に関して地域間格差が生じ、これが地方の不動産マーケットの活性化を阻む一因となっている。 メガバンクがグループ内の信託銀行を活用してグループ一体となって不動産ビジネスを展開していることを考えると、業務の健全性の観点から銀行本体に不動産業務を禁じている意味合いは薄いと考えられ、また、銀行間のイコール・フッティングの観点からみると、規制による不平等が生じているとも言える。 高齢化が進む中、事業承継や遺産整理等において、不動産売却や遊休地の有効活用などの不動産を含む総合的な金融サポートへのニーズは一層高まっている。それを銀行本体で行うことができれば、人口流出が深刻化する地方の「まち」において、地域企業の新陳代謝の促進、空き家対策、中心市街地活性化、「まち」のコンパクト化の推進等の課題解決に、より積極的に関与・貢献することができる。</p>	(一社)全国地方銀行協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
101	28年 1月13日	28年 2月9日	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	<p>銀行の保険窓販に係る弊害防止措置(融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置)を廃止またはさらに緩和する。</p> <p>【提案理由】 銀行の保険窓販にかかる圧力販売については、独占禁止法による禁止規定で十分であり、保険業法に特別な規制を設けることは不要。現状、銀行窓販における圧力販売事例は見られないにもかかわらず、これらの規制の存在によって、金融サービスのワンストップ化が達成できず、顧客の利便性が阻害されている。 保険窓販は銀行サービスの一つとして浸透し、資産運用や保障の見直しの相談を受けることが増えているが、規制対象先に該当すると謝絶せざるを得ず、不満を生じさせている。さらに、圧力販売防止の観点からは構成員契約規制もあり、二重三重の過剰規制となっている。 本件に関しては、これまで融資先販売規制やタイミング規制等の一部の規制緩和が行われたが、顧客の利便性を損なう規制は未だ残置されており、さらなる見直しが必要である。 特に、従業員50人以下(特例地域金融機関(注)は20人以下)の融資先の従業員に対する保険募集を禁止する規制は、従業員の方が自从来店して保険加入意思を示した場合のように圧力販売が起こり得ないケースでも販売できないなど、顧客の理解を得ることが困難であり、廃止すべきである。特例地域金融機関についても、保障金額に上限があるため、顧客が真に必要としているサービスを提供できないなど利便性を大きく損なっている。 (注)特例地域金融機関とは、地域金融機関のうち、融資先の従業員に対して、死亡保険の場合は1契約者当たり1,000万円など法令で定める額を上限として保険募集を行うことを保険募集指針として公表している金融機関。 金融庁は必要が生じた場合に見直しを行うとしているが、保険ショップなど、顧客が保険購入を目的に来店することが明白で、圧力販売が生じえないチャネルからの申込みが増加しているなど、保険窓販を巡る状況は変化しており、規制見直しの必要性が生じている。</p>	(一社)全国地方銀行協会	金融庁
102	28年 1月13日	28年 2月9日	生命保険募集に係る構成員契約規制の廃止	<p>生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。特に、生命保険募集人と人的関係(役職員の兼職、出向等の人事交流)を有する法人に関する規制については廃止する。</p> <p>【提案理由】 生命保険募集人(銀行等)と「密接な関係」(一定の資本関係や人事交流等)を有する法人の役職員に対しては、当該役職員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明すらできないことになっており、本規制は顧客の利便を損ない、銀行等における生命保険販売の障壁となっている。 例えば、銀行から役職員が出向している法人や、役職員が兼職している法人については、人的関係が密接と見なされる。その結果、銀行から担当者が1名だけ出向している先など圧力販売が起こり得ない先まで規制対象となるなど、不合理な規制となっている。 加えて、銀行等が生命保険を募集する際は、商品内容やリスク等の説明を行う前に顧客の勤務先を確認する必要があるが、個人情報への関心が高まるなか、このような不自然な確認事務を行うことにより顧客に無用な不信任感を惹起する結果となっている。 本規制の目的は生命保険商品の圧力販売の防止にあるとされているが、圧力販売は独禁法で禁じられており、本規制は不要である。 銀行による保険販売については、圧力販売の防止との名目で弊害防止措置が別途設けられており、二重三重の過剰な規制となっている。 本件については、平成9年12月の行政改革委員会「最終意見」において、「圧力募集に対処する他の実効性のある透明なルールを検討し、構成員契約規制の撤廃の可否を含めた検討を行うべきである」とされてから既に18年以上が経過している。また、所管官庁からは平成12年度より「引き続き検討する」との回答だが、具体的な検討状況を開示するとともに、幅広い関係者から意見を聴取していただきたい。</p>	(一社)全国地方銀行協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
103	28年 1月22日	28年 2月9日	消費者間取引プラットフォームでの出品行為への景品付与の景表法適用除外によるシェアリングエコノミー推進	<p>(提案の具体的内容) 個人間で売買を行うことができるインターネットオークション・フリーマーケット(以下「オークション等」という)において、契約の成否によらず、また、出捐が生じない出品のみを条件として付与される景品については、景品表示法の景品規制の適用除外となることをガイドライン等で明示されたい。 消費者庁からの回答(整理番号271215100)につき、当方指摘事項に対する回答や具体的な理由が示されていないため、再度、趣旨を明確にして提案します。</p> <p>(理由) 1. 景品表示法の趣旨に反するものではない (1)出品者はオークション等により利益を得る立場にあり、景表法の保護対象となる消費者とは一線を画す。 (2)出品者の「自主的かつ合理的な選択を阻害する」のではないかとの懸念については、当たらない。(1)競合他社のサービスに自由に移動、併用して出品することが可能。実際に、出品者の多くは、成約率を上げるために複数の競合サービスにも同時に出品。(2)出品者は、一度商品をオークション等サイトに出品した後も、自由に出品を停止又は取り下げることが可能。 2. 実被害の不存在や実際の運用状況との関係 これまでに消費者被害が生じているとの話を聞かない。また、消費者庁から適用除外と判断された事業者もあり、自粛している事業者との間で不平等な取扱いが発生。 3. 古物買取業者との運用上の不平等 古本屋等の古物買取業者は通達で景品規制の対象外となり、実際の事例も多数見受けられる。不要品を第三者に売却して利益を得たいという消費者からみて、オークション等への出品行為と古物買取業者に対して古物を供給する行為とは実質的に変わりがない。 4. 「インターネット上で行われる懸賞企画の取扱いに関して(平成13年4月26日 公正取引委員会)」との関係 インターネット上で行われる懸賞企画は景品規制の対象外とされるが、そこで適用除外とされる理由は、出品キャンペーンでも同様。 5. 規制改革の必要性 オークション等はモノのシェアという観点からシェアリングエコノミーの一環である。シェアリングエコノミー推進は、昨年の成長戦略に明確に位置づけられている。</p>	(一社)新経済連盟	消費者庁
104	28年 1月28日	28年 2月9日	アメリカの美容師免許を、日本美容師免許に書き換え認可して頂きたい。	<p>日本の美容業界では、現在人材不足、離職者問題や若者離れ願望率低下美容学校卒業者が、有名店志望に偏る中、幅広く新たなグローバルな感性豊かな美容の帰国子女受け入れ緩和で、次世代の教育、美容界活性化を図っていくため、日本人で海外美容師免許の書き換え緩和要請をしていただき、雇用がしやすい環境改善をしていただけますように嘆願をお願いします。</p>	民間企業	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
105	28年 1月29日	28年 2月9日	アメリカ美容師免許の日本美容師免許への書き換えについて	<p>海外で美容師免許を取得した友人が、帰国をして日本で美容師として働こうと考えているのですが、取得した免許が日本の免許への書き換えを認められておらず、すでに技術や知識としては身につけている内容を再び時間をかけて学びなおさなければならないという制度上の壁に阻まれ、困っています。</p> <p>海外で取得できる資格と日本の対応する資格とでは、内容上の細かな差はあるでしょうが、それは、同じ日本の資格であっても、それを所持していることが保証する当人の技術と知識の高さについて、言えることです。つまり、海外で資格を取得した者で、日本の対応する資格を持っている人々の平均的な技術・知識レベルを上回る者は少なからず存在すると考えられます。</p> <p>もしその海外資格取得者が日本人であった場合、日本国の優秀な人材が海外へ流出することになります。また、日本の資格取得者の平均レベルを上回る人材が資格の書き換えを認められないということは、日本の資格の平均レベルを上げる機会を逃すことにもなります。</p> <p>友人は自分の技術と知識に確かな自信があるため、このような不条理に困惑しています。</p> <p>そこで、海外の美容師免許の無条件の書き換えは不可能かもしれませんが、大学の編入試験のような、なんらかの条件付きの資格書き換えの制度を制定していただけないでしょうか。特に、友人の取得したアメリカの美容師免許の書き換えについて、これが、今回提案したいことです。</p> <p>高い技術をもつ日本の人材が日本で働けないというのは、合理性からいっても、感情的にも、日本にとって、憂うべきことです。ぜひご検討いただけたらと思います。</p>	個人	厚生労働省
106	28年 1月30日	28年 2月9日	アメリカ美容師免許の書き替えにおける、規制緩和をお願い致します。	<p>私はカリフォルニア州における Cosmetology License を取得しているものです。こちらは、日本における美容師、エステティシャン、ネイリストを包括した資格に相当します。私は日本にて、青山学院大学経済学部経済学科を卒業し、5年間資生堂販売株式会社に勤めましたが、もともと日本の専門学校には通っていなかったため、メイクのみならず、ヘアー、ネイルに関して学び、トータル美容を身につけたい、それと同時に語学力も高め、国際的な視野を持ったアーティストになりたいという想いでアメリカ美容留学を決意致しました。</p> <p>それから1年半、1600時間の出席という条件を満たし、アメリカ美容師免許の試験に挑戦し、やっとの想いで資格を取得するにいたりました。</p> <p>ですが、私のように日本で美容師免許がないものが、海外で免許を取得し、そこで学んだ技術を日本で活かそうと試みても、帰国したらまた一から美容学校に通わなければならない、膨大な時間とお金を無駄にしまいます。すでに30歳になろうとしている私にとって、日本での美容師免許取得にかかる2～3年という時間は、大変大きく、アメリカで学んだ技術、身につけた感覚を日本に持ち帰り、日本の美容業界に貢献したいと考えようとも、資格がないことによってそれが叶わず、帰国を足踏みさせてしまう大きな原因となっています。</p> <p>私のみならず、大きな決断をして海外に羽ばたき、感性を高め、国際色豊かな感覚、技術を身につけた実力のある美容師はみな、そのような時間をわざわざかけてまで日本の美容業界に貢献しようとは思わないのではないのでしょうか。私は、それが日本人の高い技術の海外流出につながっていると考えます。</p> <p>たとえ完全に書き替えが出来ずとも、時間数の免除でしたり、アメリカで資格を取得し、その後2年間サロンワークを経験したものに、国家試験を受ける権利を与える、などの規制緩和が必要なのではないのでしょうか。海外の免許が書き替えできるようになることで、日米間で美容学校間での競争も生まれ、日本の美容学校の質も高まると、考えます。</p> <p>日本の美容業界発展のため、海外で高い技術、多様な感性、語学力を身につけた人間を迎え入れるシステムの導入をお願いいたします。よろしくお願いたします。</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
107	28年 1月31日	28年 2月9日	美容師免許の規制緩和	アメリカに留学し、美容について専門的に勉強している友人が、日本で資格を得るにはまた学校に入り直さなくてはならないと知った。 それは個人にとって準備も含めて不利益な時間であると思う。 美容師免許を海外での経験を考慮した上で、国内で取得できるようにしてほしい。	個人	厚生労働省
108	27年 11月27日	28年 2月23日	訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定における、運賃・料金の収受について	臨時営業区域(所在する営業所の隣県)における運賃料金の算出基準を、営業所が所在する区域を管轄する運輸局(以下、「所在運輸局」という。)が認可した運賃・料金で設定できないか。 【理由】 臨時営業区域が、営業所が所在する区域を管轄する運輸局以外の運輸局(以下、「他運輸局」という。)の場合において、運賃・料金の算出は他運輸局の認可運賃・料金にておこなうように指導を所在運輸局から受けている。 しかし、この場合において、所在運輸局で認可された運賃・料金が、他運輸局での上限を上回る場合があり、この状況では安全コストを反映した運賃料金の確保が困難となる。	中国ジェイアールバス(株)	国土交通省
109	27年 11月30日	28年 2月23日	ホテルにおける外国人労働者の雇用資格の緩和	【提案の具体的な内容】 ホテルにおいて外国人労働者を雇用する際には、宿泊部門のフロント業務従事者などにしか在留資格が認められないのが現状であるが、レストラン・宴会等を含む全般的な業務内容にまで拡大するなど、在留資格等に関する諸条件を緩和すべきである。  【提案理由】 訪日外国人旅行者数の急増にともない、外国語を話せる従業員の確保が急務となっていることから、外国人採用の必要性は高い。しかしながら、現状ではコンシェルジュ業務等を除き、「技術」「人文・知識国際業務」「技能」等の在留資格就労が許可されないケースが多く、フロント業務に職種を限定しなくてはならないことから、レストラン・宴会等の業務に従事させることができない。 ホテルマンとしてのキャリアにおいては、宿泊部門だけでなくレストラン・宴会部門も同様に重要であり、実際に外国人のお客様が朝食等でレストランを利用することが多くなっており、案内や料理の説明などでフロント業務以上の語学力が必要となっているため、母国語を話せるスタッフがサービスにあたることで、外国人旅行者の安心感、利便性・満足度が格段に向上すると考えられることから、ホテルにおける外国人の就労条件を緩和することが望ましいと考えられる。 また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、日本式の「おもてなし文化」が世界中で注目されるなか、外国人がこうした業務に従事することは、日本の接客技術を習得する良い機会であり、さらなる日本のイメージアップにもつながると期待できる。	(公社)民間企業 関西経済連合会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
110	27年 11月30日	28年 2月23日	訪日観光ビザの緩和	<p>【提案内容】 2013年7月から順次緩和されている東南アジア各国からの訪日ビザ免除・緩和の継続、事務手続きの簡素化、さらなる対象国の追加。</p> <p>【提案理由】 訪日ビザ取得条件が大幅に緩和された東南アジア各国からの訪日外国人旅行者数が増加している。規制緩和を継続・拡大し、旅行者数をさらに伸ばすべき。</p>	(公社) 関西経済連合会	外務省 警察省 省庁
111	27年 11月30日	28年 2月23日	外国人留学生の労働規制の緩和	<p>【提案内容】 外国人留学生のアルバイトにおける労働時間規制の緩和。</p> <p>【提案理由】 訪日外国人旅行者数の急増にともない、飲食店等で人手が不足している。言語の問題もあり、外国人留学生のアルバイトは貴重な人材であることから、規制の緩和によりさらなる活用につなげたい。</p>	(公社) 関西経済連合会	厚生労働省
112	27年 11月30日	28年 2月23日	観光関連産業における外国人人材登用のための制度整備	<p>【提案の具体的な内容】 1. 在留資格要件の緩和(大卒、一定の経験年数等)や在留資格業務の範囲の拡大、大きくくり化等 2. 観光関連産業に対する外国人人材の派遣業務の実施 3. 観光関連産業における資格要件の緩和(ドライバー要件等)</p> <p>【提案理由】 観光関連産業においては、おもてなし要員やドライバー等の慢性的な不足が叫ばれており、このままでは訪日外国人拡大等に十分な対応ができない可能性が高い。 在留資格要件は、大卒や一定の経験年数、バスのドライバーでは居住要件等があるなどしぼりがある。また、「人文知識・国際業務」「技能(スポーツ指導者)」等の在留資格が現行であるが、それ以外の「通訳」、「接客」等多様な業務も必要である。 必要な外国人人材を個社ごとにリクルートして採用することは困難なので、派遣業務を積極的に活用する必要がある。</p>	(一社) 新経済連盟	厚生労働省



番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
113	27年 12月22日	28年 2月25日	建築物に設置するクレーン等設置規則内のエレベーターの設置届提出期限の見直し	<p>[具体的内容] 積載量1t以上の常設エレベーターを設置する場合、クレーン等安全規則第140条第1項ならびに同条第2項に沿ってエレベーターの設置届を労働基準監督署長に提出するが、そのいずれの場合も労働安全衛生法第88条が適用され、提出期限日が当該工事の開始の日の三十日前までと定められている。 同規則第140条第2項での設置届の提出期限日は、同規則第140条第1項での設置届とは別の運用として、労働安全衛生法に基づく製造許可への適合性の審査などに必要な日数分のみを工事開始日から前倒した日に許容していただきたい。</p> <p>[提案理由] 積載量1t以上のエレベーターを設置しようとする場合、当該工事開始日の30日前までに、労働基準監督署長にエレベーターの設置届を提出することとなっている。 このうち設置する建物が建築物であるときは、クレーン等安全規則第140条第2項に従って、建築基準法に基づく関連書類と確認済証を添付し労働基準監督署へ提出することとなっているが、この場合も同規則第140条第1項に沿った設置届と同様に、「工事の開始の日の三十日前まで」に提出することと定められている。 同規則第140条第2項に則った届け出では労働安全衛生法に基づく設計書等の代わりに、事前に建築基準法への適合確認が済んだ設計関連書類ならびに確認済証の写しを添付することになっており、労働安全衛生法に基づく審査の一部が効率化されている。よってこの場合の提出期限日を、当該工事の開始の日から、労働安全衛生法に基づく製造許可への適合性の審査などに必要な日数分のみ前倒した日としていただきたい。(例:当該工事の開始の日の前日まで)</p> <p>これにより、建築物および昇降機を通した全体工事期間の短縮、建築物の早期竣工、使用開始が期待できる。</p>	(一社) 日本経済団体連合会	厚生労働省
114	28年 2月1日	28年 2月25日	美容師資格の規制緩和	<p>海外で美容師資格を得た者に対して、日本での免許取得の際に書き換え又は就学期間の一部免除を認めてください。 すでに海外で資格を持ち、日本だけでは学べないであろう幅広い知識を得て帰国子女してきた場合に、受験に特化したカリキュラムに3年という長い時間を費やしたくはありません。学費は高額、経済的にも困難です。私たちは少なくとも理化学や人体構造など世界で共通する知識を得ています。免許取得までの時間の認可や免除は、より早くこの国に利益をもたらす国際的視野と技術をもった人間のために認められるべきだと思います。日本でもアメリカでもお金を頂ける技術は学校ではなく現場で学びます。アメリカでは最短10ヶ月の就学で受験資格が与えられます。できる人間は就学期間に足を引っ張られることなく伸びていきます。 私は日本では資格がないとみなされ、厳密に言えばサロンでは掃除や洗濯しかできない立場です。通信課程の3年が2年になるだけでも泣いて喜びます。日本人として海外での経験を活かせることは国際的視野のある日本の美容界繁栄とよりよい経済の循環にもつながると思います。それゆえに規制緩和の見直しを検討して頂きたいです。</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
115	28年 2月2日	28年 2月25日	日本におけるアメリカ美容師資格の許可免除の提案	<p>アメリカ美容師免許を日本でも許可免除できるよう規制変更のご検討をしていただきたく提案いたします。 最近、友人がアメリカで美容師資格を取得しました。しかし、日本の美容師資格はアメリカでは許可されませんが、アメリカの美容師資格は日本で許可されないというので、彼女は規制改革を提案している最中です。私は以下の理由により彼女に賛同し、提案させていただきます。</p> <p>1.海外で学んだ技術・知識・経験が日本で生かされるべきである。 現在、私は仕事でアメリカに赴任していますが、そこではグローバルでの知識や経験、考え方など多くの財産を築くことができていると実感しています。しかし、私を含め多くの駐在員が日本に帰任した際にそれらを活かせるポジションが多くないことに不満・不安を感じており、同時に“もったいない”と感じています。彼女(美容業界)の場合も同様で、アメリカでしか学べない貴重な財産を日本で十分に活かせるように制度が整備されるべきだと思います。</p> <p>2.海外で学ぶ人がもっと増えるべきである。 アメリカで美容を学びたいと思う人は多いはずが、アメリカの美容師免許が日本で許可免除されないようであれば渡米することを断念する人が多くなることは容易に推察されます。グローバルで学び、活躍できる人材は当該業界のみならず日本全体に対して新たな知見をもたらしてくれるはずで。</p> <p>ますますグローバル化が進む中で、海外で学ぶ人を増やすこと、そしてそれを活かす場を作ることは必要不可欠であることは明白です。日本および日本の美容業界の国際的な発展のためにも美容師資格の許可免除における規制緩和についてご検討いただければ幸いです。</p>	個人	厚生労働省
116	28年 2月2日	28年 2月25日	海外大学などで取得した免許を日本に帰国後に使えるようなシステムの構築を希望	<p>アメリカの大学で美容技術を勉強し、美容師の免許を取得しました。 技術などはしっかりと磨き、英語でのコミュニケーションを取る事も出来るのですが、日本に帰国し、その技術を使って美容師として働こうとしても、日本では、免許を書き替えるようなシステムがなく、日本で再度、2年間学校に通わなければ、資格をもらう事が出来ません。 せっかく日本で語学を勉強して、海外で免許を取得して、美容技術のみならず英語でのコミュニケーション能力を取得したにもかかわらず、帰国後、美容師免許がないためにそれをすぐに活かすことができず、再度、費用を捻出して学校に行かなければならない事は、貴重な人材を失う事になると考えます。現在の状況では、日本の経済発展や、美容業界の発展に貢献することが難しいです。 せめて、海外で免許(資格)を取った方が、日本の学校に再度行かずして免許を取れるシステムが出来れば、日本の美容業界の国際化にもつながるのではないのでしょうか。 「免許を取る為の試験が受けられる」などの時代に即したシステムの構築を強く希望します。</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
117	28年 2月12日	28年 2月25日	貸付型クラウドファンディング(ファンド化・匿名化)	いわゆる貸付型クラウドファンディングにおける投資家は、匿名組合出資を行う匿名組合員であるところ、匿名組合員は営業者の行為について第三者に対して権利義務を有しないとされている(商法536条4項)。したがって、投資家自身は、貸付型クラウドファンディング事業者から資金の貸し付けを受けた者に対して一切の権利義務を有しておらず、当該者に対して投資家が貸金業法にいう「貸付け」を行っていることになるとは考えられない。また、貸付の実行判断を行うのは投資家ではなく、貸付型クラウドファンディング事業者である。以上より、いわゆる貸付型クラウドファンディングにおいて、投資家が貸金業法上の貸金業法に該当することはない。したがって、貸付型クラウドファンディングにおいて、借手が特定できないようにするため案件についてファンド化・匿名化することは現行法上、不要であることを明確化していただきたい。	(一社) 新経済連盟	金融庁
118	28年 2月12日	28年 2月25日	投資型クラウドファンディング(上限規制の緩和)	発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下の上限規制を緩和し、各々の金額を最低10億円・500万円程度まで引き上げるべきである。 発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下の上限規制のもとでは採算の観点から取扱業者の参入は難しく、そもそも市場として成立しないと考えられるため、ただちに緩和措置をとることが必要である。 なお、投資家保護の観点からは、アメリカでのCertified Investor(プロの投資家)だけにまずは門戸を開放しているように、例えば東京証券取引所の運営する東京Pro-marketが買付け参加の要件としている「みなし特定投資家(いわゆるプロ投資家)」に準じる基準をあわせて導入する事も考えられる。	(一社) 新経済連盟	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
119	28年 2月13日	28年 2月25日	アメリカ美容師免許を日本でも活かせるよう、美容師免許書き換えにおける規制緩和をお願いいたします。	<p>私の娘がアメリカのロサンゼルスに渡って約一年半が経とうとしています。今まで独学で培った英語力と、努力でアメリカでの美容全般のライセンスを取得し、アーティストとしてのセンスを日々磨いております。</p> <p>今アメリカでやれている事が帰って来ても同じ様に出来るのなら、直ぐにでも帰って来ましょう。しかしながらアメリカのライセンスを持っていても日本では認可されていない為、同じ今の位置に立つためにまた初めから、しかもアメリカよりも長い時間と大変なお金を掛けなければならないのです。また、こちらとしてもやっとの思いで娘と息子に大学を卒業させたため、これ以上の援助を娘にしてやることは難しく、美容学校に改めて通わせる資金をすぐに用意することができません。</p> <p>アメリカ美容師免許をもち、経験を積んだ美容師に対し、日本での免許を取得するにあたり、時間数の免除や、学校に通い直さなくても国家試験を受ける権利等を与える規制緩和をお願いできないでしょうか。</p> <p>海外で培った腕を持った人達の力は宝だと思います。でなければ、日本で美容師免許を取得した人達が態々海外に学びに行かないでしょう。</p> <p>日本国内で活躍している人達の殆どが海外で何かしらを学んだ方達なのです。</p> <p>若いのだからと30歳を目の前にしている娘に向かって世のシニア世代の方々は軽く口にするでしょう。今から日本の美容師資格をとってからでも遅くはないと、しかし、そうすることが本当に良いことなのでしょうか？</p> <p>即戦力となる腕を持ちながら態々無駄な時間とお金を使う意味が何処にあるのでしょうか？</p> <p>資格を得るまで何も出来ないのなら皆さんはどちらを撰ぶでしょうか？</p> <p>間違いなく海外での生活でしょう。</p> <p>美容業界の発展の為に戦力者を、美容業界に新しい風をと夢や希望を持った若者を海外に奪われているのに何もせずにいるのは悔しくなりません。</p> <p>どうかお願いします。</p> <p>これからの美容業界の発展の為にと夢や希望を持っているにも関わらず帰国してもその腕を奮うことが儘ならない若者達が帰国する事にさえ意味を無くしてしまっています。</p> <p>日本人の繊細な技術力に海外で磨かれたセンスが加われば美容業界は発展すること間違いありません。</p> <p>これからの日本の若者の為に美容業界の発展の為に宝をみすみす手離さないで頂きたいのです。</p> <p>是非、美容師資格の規制緩和をどうぞお考え頂きたくお願い申し上げます。</p>	個人	厚生労働省
120	28年 2月13日	28年 2月25日	乗用車 新車登録時ナンバープレートの色選択制導入	<p>「提案の概要」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自家用乗用自動車(乗車定員10人以下)及び自家用軽乗用車を、新車で新規登録時に、ナンバープレートの色を、現状の白、黄色だけでなく、新たに「ブルー」「バイオレット」「薄いピンク」「レインボー」と、4種類増やし、計6種類の中から選択出来るようにする(普通車も軽自動車も区分けしないで、同じ選択出来るものとする)。</li> <li>2 バスや普通トラック、軽トラック等は、現状と同じで、選択の余地は無いものとする。また、全ての中古車登録も、現状を引き継ぎ、選択の余地が無いものとする(将来的に、色付きのナンバープレートが付いている中古車購入時、そのナンバーを地域移動せず、そのまま使用の場合、そのまま使用出来るものとする)。</li> </ol> <p>「提案の概念」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国の経済で重要な位置を占めている自動車産業は、関連産業の裾野が広く経済波及効果大きい。その産業を基本的に支えるのは、新車購入や新車販売で有る。その売り上げを伸ばす事が、基幹産業や国の経済を支える事である。</li> <li>2 ナンバープレートの登録番号が、色の種類分増やせる。</li> <li>3 車が売買されるにあたり、10万円の中古車と400万円の新車が売買される両者の経済効果は、圧倒的な差がある。人は車を購入する場合「独自性」「希少性」とかも求める。その汗水たらして働いて得た、大きな金額を支払って下さる人々に、「感謝」の意味を含めて、選択の機会を与える。見かけた人が「赤ボディにブルーも良いね」とかの話題性や、新車購買意欲向上にも。</li> </ol> <p>「その他」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 色は、125ccのバイクのピンクでは無く、透明感のあるピンクで、今の白プレートの上にピンクや他の色を上塗りする。軽も新たに白を塗ってから、他の色の上塗り。趣味でアクリル画を描く自分は、下地に白の絵の具を塗ってから他の色を塗る。それが、彩度を増し、透明感を出す。素晴らしいデザインと色の車には、透明感色のナンバープレート是非お願いしたい。色付きナンバープレートは2重塗装になる分けて、その費用は、個人負担の割増し料金で。</li> <li>2 可能であれば、各自動車メーカーの社長さんや、営業部にアンケートして戴き、早急に検討をお願いいたします。お忙しいところ、見て戴き感謝しています。ありがとうございました。</li> </ol>	個人	国土交通省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
121	28年 2月19日	28年 2月25日	経産省の法規規制(LNG等の取扱について)	現在LNGの利用が盛んに行われています。LNGはマイナス162℃ですので、貯蔵タンク、輸送用ローリー車、輸送低温ポンプ、断熱配管等が必要です。これを取り扱う法律は現在、電気事業法(電力会社のLNG)、ガス事業法(都市ガス会社のLNG)と高圧ガス保安法(一般会社のLNG)の三法規があります。しかもこれらの法規には融通性はありません。もしこれらの法規で製作した機器が不要となった場合は、互換性がありません。例えばガス事業法で製作した低温タンクが不要となった場合、一般の会社に転用することが出来ません。同様に電気事業法で製作した機器は、高圧ガス保安法やガス事業法には使用できません。同じ経産省の中でこのような規制が行われています。統一するべきではないでしょうか。これはLNGに限った事ではありません。液体窒素、液体酸素、液体アルゴン等の低温液体機器に於いても同様です。米国ではASME規格一つに統一です。中国でもGB規格に統一しています。これら機器には、SUSや鋼鉄が使用されていますので国家としても資源の損失です。早急なご配慮をお願い致します。	チャート・アジア・インク	経済産業省
122	28年 2月19日	28年 2月25日	低温機器の規制改革	LNG、液体酸素、液体窒素等に使用されます低温機器制作方法には世界ではコールドストレッチ法が使用されています。この特徴は内槽タンクの肉厚が従来の方法と比べて半分で済みます。世界ではすべての低温タンクにこの方法が採用されています。日本では高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法等には採用されていません。この方法を採用すれば、製造コストが20~30%安くなると言われています。これはステンレス鋼の使用が少なくなるからです。米国ASME規格には既に規格化されていますので、世界中で採用されています。世界で採用していない国は日本と韓国ぐらいです。中国でもこれを採用しています。日本での早急に採用するべきと思います。宜しくご検討お願い申し上げます。	チャート・アジア・インク	経済産業省